

社保審－介護給付費分科会	
第108回（H26.9.10）	ヒアリング資料6

第108回 社会保障審議会
介護給付費分科会
事業者団体ヒアリング資料

一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会
理事長 川西基雄

課題整理と要望

平成25年度「養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後のあり方も含めた社会福祉法人の新たな役割に関する調査研究事業」から

課題1

利用者ニーズの多様化問題(過半数の入居者が要介護等であること、低所得、虐待、貧困等により短期入所生活支援のニーズ増大等)

課題2

地方分権化・一般財源化による財源問題(事務費補助金に加算撤廃等で減額、消費税増税分が手立てされず支出増)

課題3

重度化対応問題(特定施設指定の自治体による総量規制で重度者への対応が困難。

課題4

施設再生産の問題(大規模修繕、建替えに施設整備補助金制度撤廃)

課題5

社会的認知が低い(自治体職員、介護支援専門員、地域住民から施設の重要性を認知されていない)

今後の方向性

◇施設サービスに止まらず、施設が立地する地域ニーズに着目したソーシャルワーク機能の強化（アウトリーチ、エンパワメント、支え合い、短期入所生活支援等）、地域の中で生活課題を抱える人の支援ができるように機能強化が求められている。

◇地域包括ケアの中で介護保険制度（要介護認定）の枠組みから外れる社会的保護を要する人達（知的障害、精神障害、被虐待者、生活保護受給者等）を地域の中で支え、生活支援する為に、軽費が有する多様な機能を活かし、地域住民や医療・保健・福祉関係者との連携をより強めながら、地域の中でソーシャルワーク機能を活用した支援を行い、新しい機能を発揮していくことが求められている。

要望

◇軽費老人ホームは地域包括型へのモデルチェンジが求められながら、一般財源化等で加算撤廃で運営費の減額や消費税増税分の手立てがされていない。また大規模修繕、施設建て替えの施設整備補助金制度が撤廃され、再生産が困難な状態であるが財源を確保して欲しい。

◇老人福祉法に基づく老人福祉施設として指定されながら、営利企業が設置経営する、有料老人ホームやサ高住と「特定施設入居者生活介護」の総量規制を見直して欲しい。(特養入居制限とも絡む)

◇地域包括型へモデルチェンジをする為には職員兼務要件の規制緩和や人件費等の財源確保をして貰いたい。

◇老人福祉施設である軽費老人ホームに消費税支出増分の手立てを早急にして欲しい。来年4月に10%に増税が予定されているが、福祉を目的としない消費税増税なら反対したい。

◇事務費補助金は税ベースのサービスであるが、地域包括型へモデルチェンジを求めるなら、福祉目的税でその手立てをするか、介護予防、地域支援の範疇に軽費を地域包括型へ移行する財源を明確に位置付けて介護保険財源で財政措置して欲しい。

◇

高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、地域包括ケア計画に明確に軽費を位置づけて社会的認知を高められるように行政は計画に軽費を明記して欲しい。

養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

平成25年12月 介護保険部会 意見書(抄)

I サービス提供体制の見直し

4. 施設サービス等の見直し

(3) 高齢者向け住まい

- 経済上の理由等で高齢者が入所する「養護老人ホーム」や「軽費老人ホーム」については、低所得高齢者や介護保険制度等では対応が難しい処遇困難な高齢者の生活を支える機能を一層発揮できるよう、居住環境の改善を図るとともに、生活支援に関する高齢者のニーズに適切に応えるため、当該施設の新たな役割や在り方について検討していく必要がある。

軽費老人ホームの概要

1. 制度の目的

- 無料又は低額な料金を家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設。(老人福祉法第20条の6)
- 設置に当たって、市町村・社会福祉法人は都道府県知事への届出、他の法人は都道府県知事の許可が必要。

【軽費老人ホームの種別】

- ①高齢者が車いす生活となっても自立した生活が送れるように配慮した「ケアハウス」
- ②都市部における低所得高齢者に配慮した小規模なホームである「都市型」
- ③食事の提供や日常生活上必要な便宜を供与する「A型」(※経過措置)
- ④自炊を原則とする「B型」(※経過措置)

2. 制度の概要

- 施設数等
(H24.10現在)
 - ・施設数 2,045施設(※1) 2,182施設(※2)
 - ・定員数 86,265人(※1) 91,474人(※2)
 - ・利用者数 80,561人(利用率 93.4%)(※1)(※1 詳細票が回収できた施設のみ) (※2 自治体において把握している施設のうち活動中の施設)
- 利用対象者
 - ・60歳以上、家庭環境、住宅事情等の理由で在宅での生活が困難な者。
(利用者と施設長との契約による)

○ 面積基準

	ケアハウス	都市型	A型(経過措置)	B型(経過措置)
	21.6㎡(13畳)【单身】 31.9㎡(19畳)【夫婦】	7.43㎡/人(4.5畳) 10.65㎡(6.5畳)が望ましい	6.6㎡/人(4畳)	16.5㎡(10畳)【单身】 24.8㎡(15畳)【夫婦】

- 介護保険との関係・利用者が介護保険の居宅サービスの利用が可能
 - ・「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能(H12～)
 - (「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能(H18～))

3. 支援措置

- 平成17年度より、小規模な軽費老人ホーム(定員29人以下、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る)の整備費用をハード交付金(H21以降は介護基盤緊急整備等臨時特例基金)の対象としている。
- 平成22年度より、都市型軽費老人ホームの整備費用を、ハード交付金の対象としている。
- 平成24年度より、都市型軽費老人ホームの整備に必要な開設準備経費を、ソフト交付金の対象としている。
※ 軽費老人ホームの事務費(H16～)や上記以外の整備費(H18～)は、地方公共団体へ税源移譲している。

軽費老人ホーム等の居住系サービスの居室面積基準の比較

○ 軽費老人ホーム(ケアハウス)

ケアハウス	都市型	A型 (経過措置)	B型 (経過措置)
21.6㎡(13畳)【单身】 31.9㎡(19畳)【夫婦】	7.43㎡/人(4.5畳) (10.65㎡/人(6.5畳)が 望ましい)	6.6㎡/人(4畳)	16.5㎡(10畳)【单身】 24.8㎡(15畳)【夫婦】

○ その他

特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	サービス付き 高齢者向け住宅
10.65㎡/人(6.5畳)	10.65㎡/人(6.5畳)	7.43㎡/人(4.5畳)	原則25㎡/人(15畳) (「18㎡以上20㎡未満」 の物件が6割強)

軽費老人ホームの制度改革経緯

○三位一体改革による一般財源化

- 平成16年度（運営費）
都道府県・指定都市・中核市（以下、「都道府県等」という。）が行う軽費老人ホーム事務費の助成に対する国庫補助を三位一体改革により都道府県等へ税源移譲。
- 平成18年度（整備費）
軽費老人ホームを含む定員30人以上の高齢者福祉施設等の整備に対する支援（交付金）については、廃止・税源移譲。

○平成18年度 介護保険給付適用

- 軽費老人ホームが外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けることを可能とした。

○平成20年度 最低基準省令の制定

- 社会福祉施設については社会福祉法第65条により、施設の最低基準を定めることとされているが、軽費老人ホームの基準については、「軽費老人ホームの設備及び運営について」（局長通知）のみで、設備や職員配置等について、拘束力のある基準がない状況であった。
- このため、併存している3類型をケアハウスに統一（新設はケアハウスのみ、A・B型は経過措置）することとし、人員、設備、運営等を含めた最低基準（省令）を定めた。

○平成22年度 都市型軽費老人ホームの創設

- 平成22年4月、軽費老人ホームの設備基準や職員配置基準の特例を設け、都市部以外の地域の軽費老人ホームと同等程度の低廉な利用料の設定を可能とする「都市型軽費老人ホーム」を創設。（ハード交付金の対象）

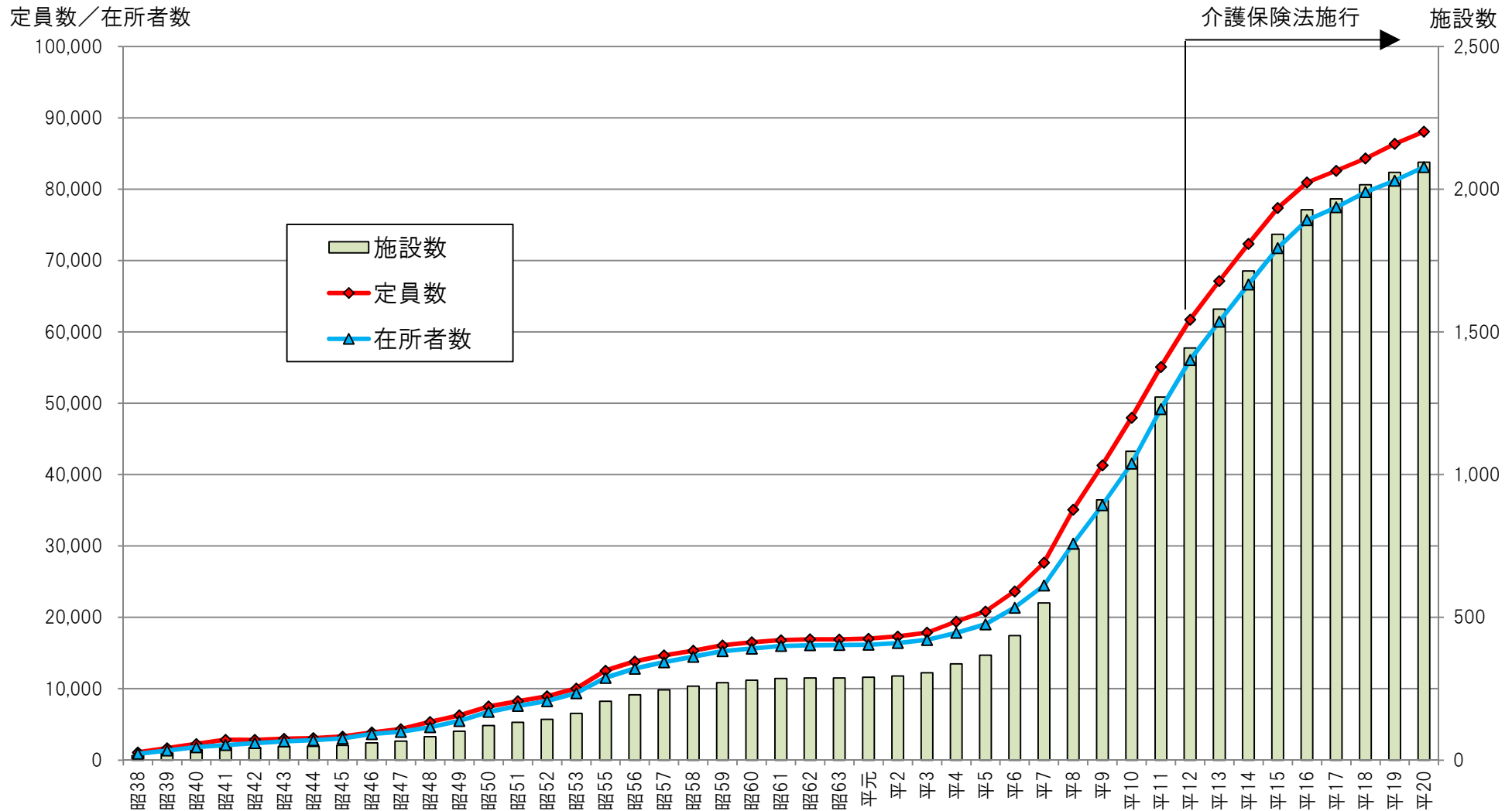
また、24年度からは、整備に必要な開設準備経費をソフト交付金のメニューに追加し、整備の推進を図ることとしている。

【従来の軽費老人ホーム（ケアハウス）との主な相違点】

- 居室面積 21.6㎡ → 7.43㎡（ただし10.65㎡以上が望ましい。）
- 利用定員 20人以上 → 5人～20人
- 設置できる場所が既成市街地等（首都圏、近畿圏、中部圏にある一定の区域）に限られている

軽費老人ホームの施設数・定員数の推移

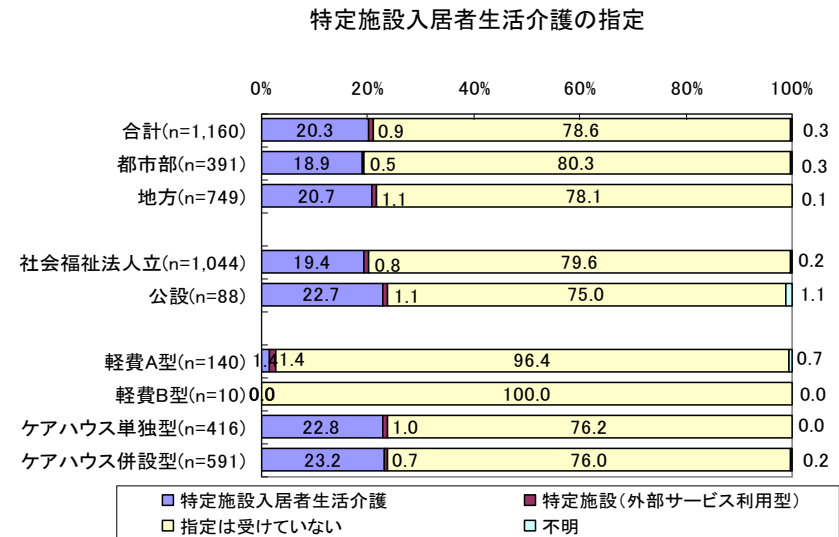
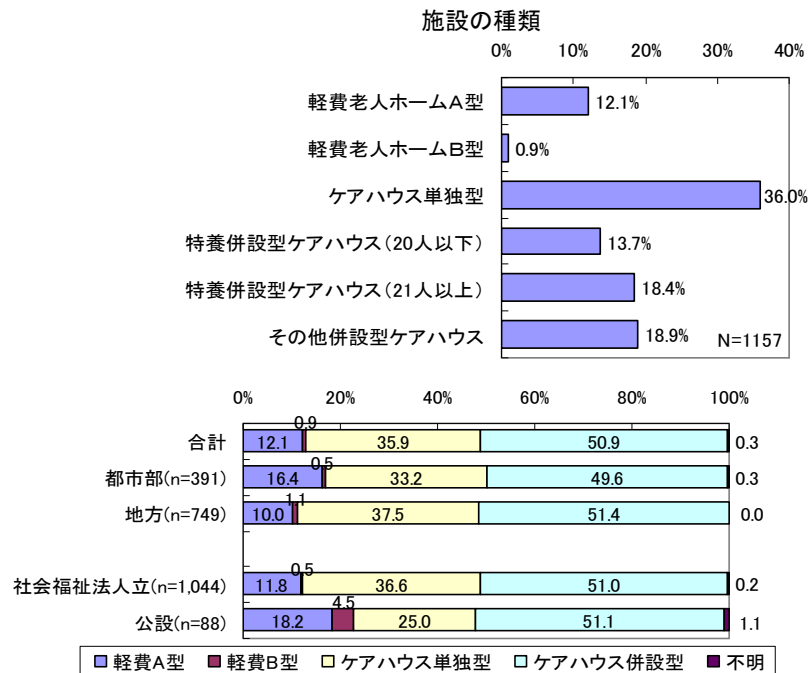
○ 軽費老人ホームについては、「ケアハウス」の類型が創設された平成元年度以降、施設数、定員数ともに増加率が顕著である。



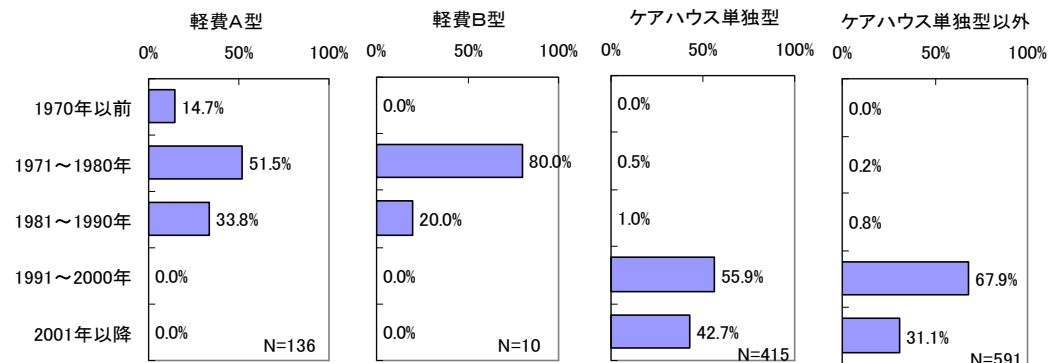
(出典)社会福祉施設等調査

軽費老人ホーム・ケアハウスの種別、特定施設の指定、開設年

- 特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は、約2割。A型及びB型のほぼすべての施設は、指定を受けていない。
- A型及びB型のほぼすべての施設は、開設から20年以上が経過。



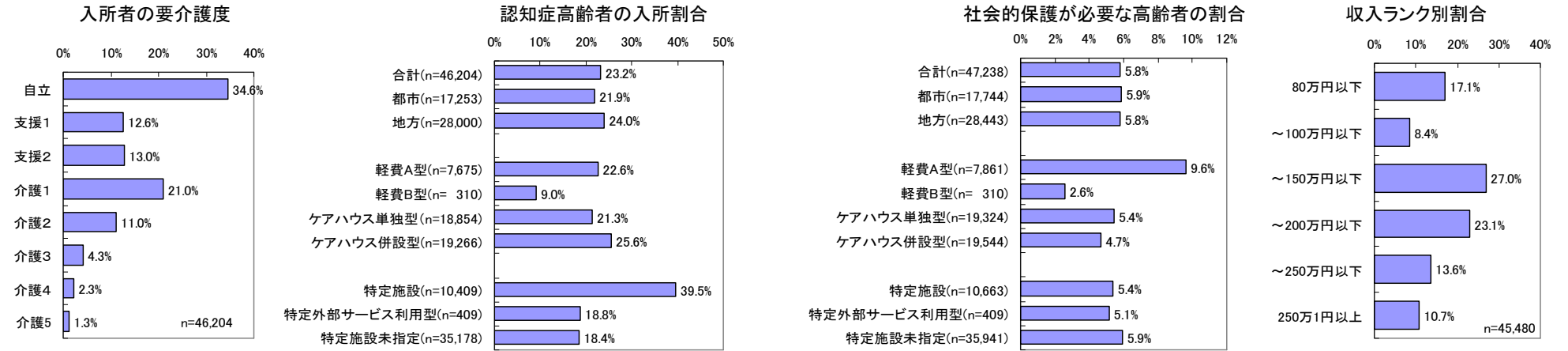
開設年(施設種類別)



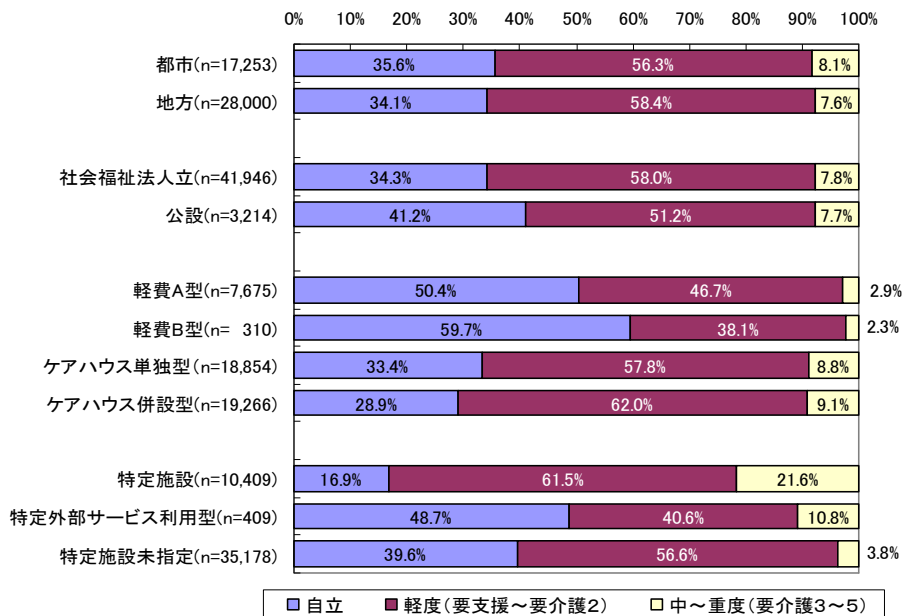
出典：平成24年度老健事業「地域包括ケアシステムの構築に向けた高齢者が住み続けるための生活支援に関する調査」報告書（平成25年3月 特定非営利活動法人 日本ソーシャルワーカー協会）

軽費老人ホーム・ケアハウス入居者の状況

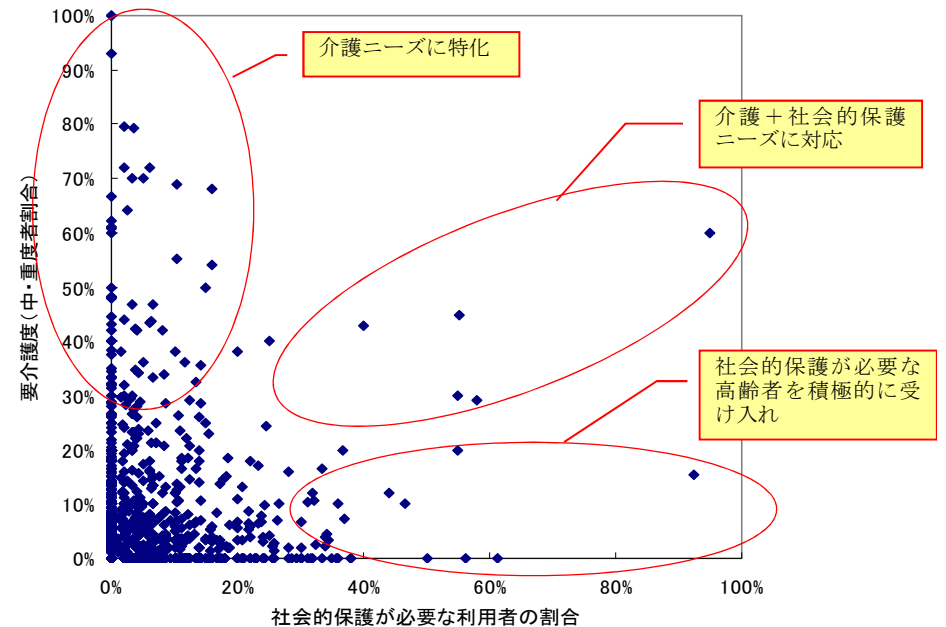
- 入居者の半数以上が要介護者等。認知症高齢者の入所割合が2割以上。
- 年収250万円以下の入所者の割合が、約9割。



入所者の要介護度(地域、設置運営主体、施設種類、特定施設指定の有無別)



中重度要介護者と社会的保護が必要な高齢者の割合

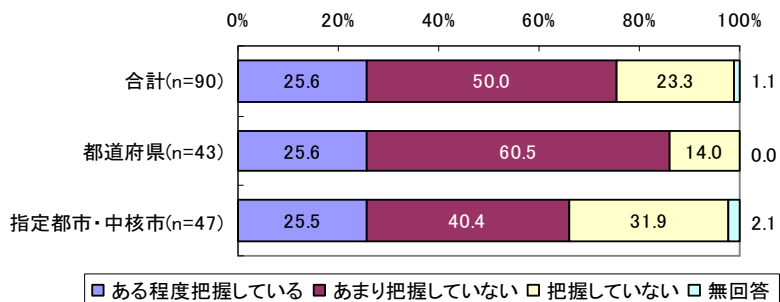


出典：平成24年度老健事業「地域包括ケアシステムの構築に向けた高齢者が住まい続けるための生活支援に関する調査」報告書（平成25年3月 特定非営利活動法人 日本ソーシャルワーカー協会）

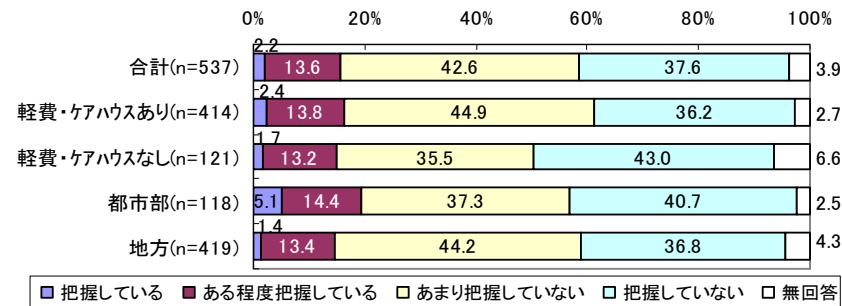
軽費老人ホーム・ケアハウスへの自治体の関わり

- 都道府県等が、入所者について「あまり把握していない」と「把握していない」割合は、7割以上。
- 都道府県等が、「生活保護受給者の入所を認めている」割合は、8割弱。

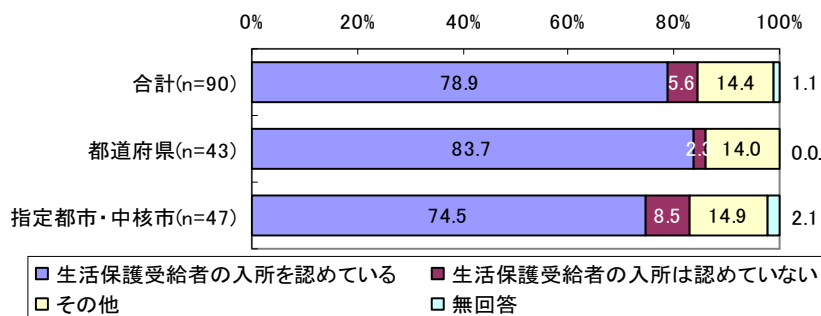
入所者の把握状況（都道府県・指定都市・中核市）



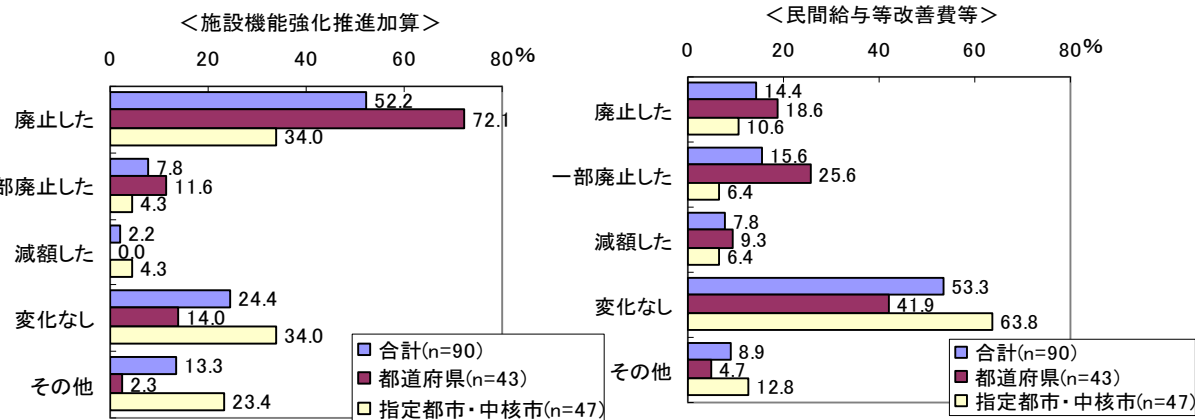
入所者の把握状況（基礎自治体）



生活保護受給者の入所方針



加算の状況



出典：自治体向けアンケート調査

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成26年2月25日）

(8) 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

要介護度は低いものの、経済的な理由等により在宅での生活が困難な高齢者の受入先として、養護老人ホームや軽費老人ホームがある。これらは平成18年度に介護ニーズに対応するために介護保険制度を適用する等の制度改正が行われたところである。その後、高齢化の一層の進展や経済情勢の悪化等により、生活困窮による生活保護受給者の増大や社会的に孤立する高齢者等、介護ニーズ以外の面で生活困難を抱える高齢者が増加し、その取り巻く環境は大きく変化してきている中、特に養護老人ホームでは、近年、定員割れの施設も見られることから、入所措置すべき者の把握や措置が確実に行われることが必要である。

また、養護老人ホームや軽費老人ホームには多様な状況の方が入所されており、複合的な課題へも対応できるノウハウを持つ施設も多いことから、入所機能だけでなく、例えば、地域で暮らす高齢の生活困窮者等に対する相談支援の機能等、地域の中核的な役割を担うことも期待できるものであり、積極的な活用をご検討いただきたい。

（中略）

養護老人ホーム、軽費老人ホームは整備費、運営費が一般財源化されていることもあり、その役割を適切に果たしていくにあたっては、地方自治体のご理解とご協力が不可欠であるので、なお一層のご協力をお願いしたい。

『消費税率の引き上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の取扱いについて』 (平成26年3月27日付け事務連絡)

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営費等については、いわゆる三位一体の改革により、軽費老人ホーム事務費補助金については平成16年度に、また、養護老人ホーム等保護費負担金については平成17年度に、それぞれ一般財源化され、現在では地方交付税により財政措置(※)がなされております。

そのため、一般財源化されて以降は、技術的助言として通知した「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日老発第0530003号)においてお示した「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」について、その後の社会経済情勢や地域の実情等も勘案し、各自治体の判断において改定いただいているところです。

消費税率の8%への引き上げに伴う地方財政措置の対応については、総務省から、平成26年度の地方交付税において措置する予定であること、また、具体的な地方交付税の算定結果については、例年のスケジュールどおり7月頃に確定する予定であることについて説明を受けております。

各都道府県・指定都市・中核市におかれましては、上記を踏まえ、「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」につきまして、適切に改定していただきますようお願い致します。

※ 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係る経費については、地方交付税の算定で必要となる単位費用(地方団体が標準的な行政を行う場合に必要となる一般財源の額)に計上するとともに、養護老人ホームの被措置者数に応じた補正を行うことで各地方団体の需要額を算定。

養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後のあり方も含めた社会福祉法人の新たな役割に関する調査研究事業（平成25年度老人保健健康増進等事業）

調査研究目的

- 養護老人ホーム・軽費老人ホームに求められる役割や位置づけを整理し、新たな役割・機能のあり方を検討するとともに、その主な経営母体である社会福祉法人としては今後何を為すべきかについて検討を行う。

検討メンバー

委員	京極 高宣(委員長)(国立社会保障・人口問題研究所名誉所長)	
	阿比留志郎(社会福祉法人梅仁会養護老人ホーム丸山施設長)	大山 知子(社会福祉法人蓬愛会理事長)
	川西 基雄(社会福祉法人サンシャイン会理事長)	北本 佳子(昭和女子大学人間社会学部教授)
	斉藤 秀樹(公益財団法人全国老人クラブ連合会理事・事務局長)	清水 正美(城西国際大学福祉総合学部准教授)
	高橋 紘士(国際医療福祉大学大学院教授)	辻 哲夫(東京大学高齢社会総合研究機構教授)
	常磐 勝徳(特定非営利活動法人全国盲老人福祉施設連絡協議会事務局長)	栃本一三郎(上智大学総合人間科学部教授)
	山田 尋志(地域密着型総合ケアセンターきたおおじ代表)	結城 康博(淑徳大学総合福祉学部教授)
オブザーバー	厚生労働省老健局高齢者支援課	
事務局	一般財団法人 日本総合研究所	

検討内容

- 現状と課題の論点整理
 - ・施設機能のあり方の見直し、措置制度の効果的な運用に向けた施設と自治体との連携、利用者に適した施設環境の整備等
 - ・自治体向けアンケート調査の実施
- 今後の施設のあり方、新たな役割を実現するための課題、制度や支援のあり方等の検討
 - ・新たな社会資源の開発等を含めた地域高齢者支援の取組、入所者を含む地域の高齢者の日中活動支援への取組の推進等
 - ・自治体ヒアリング、社会福祉法人等のヒアリング

スケジュール

- 第1回委員会を7月30日、第2回委員会を10月24日、第3回委員会を12月4日、第4回を3月13日に開催済。並行して、養護老人ホーム・軽費老人ホーム別に作業部会を設置し、提起された現状や課題の論点整理、今後の新たな役割の方向性等に関する検討を行い、平成26年3月に報告書を取りまとめた。

養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後のあり方も含めた社会福祉法人の 新たな役割に関する調査研究について

〔検討の背景〕

- 老人福祉法施行から50年が経過。養護老人ホーム・軽費老人ホームは半世紀の長い歴史を持つ施設であり、それぞれの時代に応じた役割を果たしてきた。
- 介護保険制度施行後、高齢者福祉は介護保険制度を中心とした施策が展開されている。養護老人ホーム・軽費老人ホームに関しては、平成16年に「今後の養護老人ホーム・軽費老人ホームのあり方検討会」報告書が出され、介護ニーズへの対応に向けた施設のあり方提言がなされている。
- 一方で、生活困窮による生活保護受給者の増大や社会的に孤立する高齢者など、介護ニーズ以外の面で生活困難を抱える高齢者が増加している。これらの高齢者に対しては従来の枠組みでは十分な対応が難しく、制度の狭間に陥っている人々に適切な支援を行うことが求められている。

〔検討にあたっての基本的な考え方〕

- 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す「地域包括ケアシステム」の中で、養護老人ホーム・軽費老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たす存在として位置づけられることが必要である。
- 併せて、養護老人ホーム・軽費老人ホームを経営する社会福祉法人が時代の要請に応える新たな役割を明らかにすることが求められている。

研究報告書概要

現状における問題点を踏まえた論点整理

(養護老人ホームに関する論点)

- 入所者の状況に合わせた施設機能のあり方の見直しが必要
 - ・職員の専門性向上に向けた取組の必要性
 - ・地域移行が可能な入所者への支援の必要性 等
- 措置制度の効果的な運用に向けた施設と自治体の連携が必要
 - ・初期段階における関係機関との連携
 - ・専門職等によるアウトリーチ活動 等
- 入所者に適した施設環境の整備が必要
 - ・施設整備費予算の確保
 - ・小規模な養護老人ホームの整備推進 等

(軽費老人ホーム・ケアハウスに関する論点)

- 施設機能のあり方の見直し、サービスの多様化・複合化の検討が必要
 - ・職員のスキル向上のための取組と処遇困難者への新たな対応
 - ・入居者の力を引き出す支援の展開 等
- 自治体等関係機関等との連携と周知の促進が必要
 - ・事業者による周知・広報活動の必要性
 - ・都道府県及び市町村への期待 等
- 入居者に適した施設環境の整備が必要
 - ・入居者の重度化や地域ニーズに対応した施設改修
 - ・軽費老人ホームの老朽化に対応した施設改修 等

今後のあり方と新たな役割

(養護老人ホーム)

- 施設機能の高度化
 - ・入所者の地域移行支援機能の強化
 - ・地域移行が困難な入所者への伴走型支援

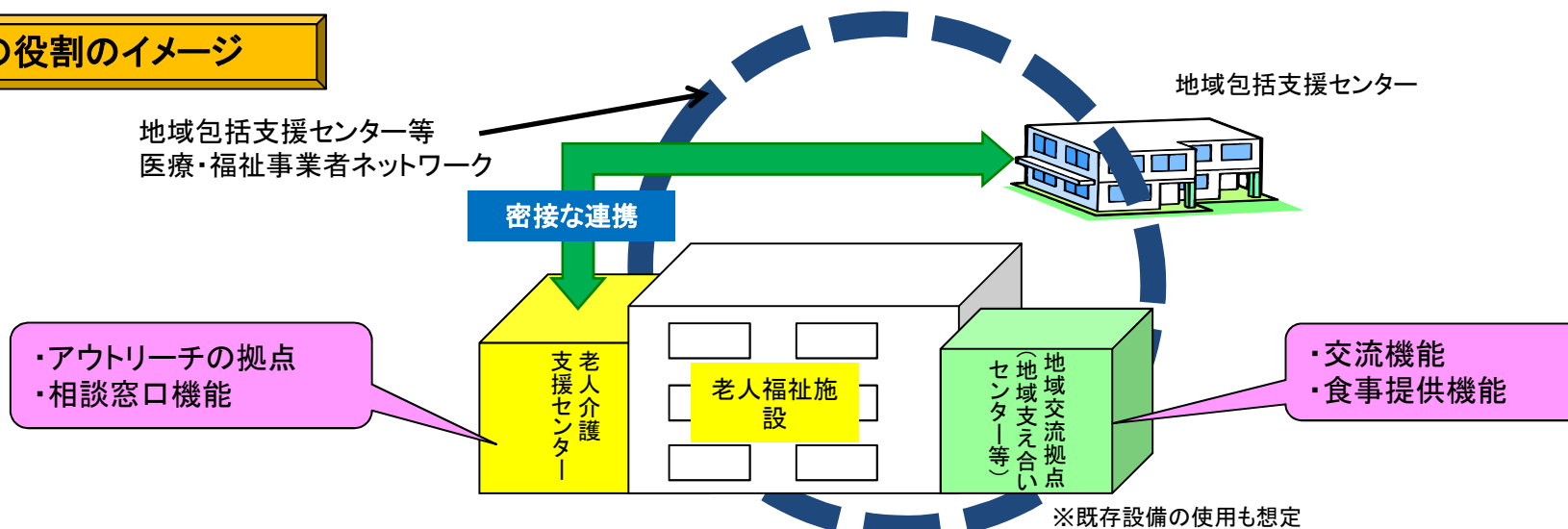
(軽費老人ホーム・ケアハウス)

- 高齢者等に選ばれる住まい
- 地域ニーズに沿った柔軟な支援機能の確保
 - ・自立高齢者、要介護高齢者、社会的援護を要する高齢者等への柔軟な支援の提供

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス共通)

- 専門的支援機能(ソーシャルワーク)の強化
 - ・相談支援・アウトリーチ機能の強化
 - ・地域の高齢者等の居場所づくり(生きがいづくり、就労支援等)
- ソーシャルワーク機能の向上
 - ・専門人材の確保・増員、職員のソーシャルワークスキルの向上
- 居住支援(住まい)機能、生活支援機能の強化
 - ・入所(入居)者の特性や状態に適した環境の整備
 - ・生活支援サービス、低所得高齢者向け住まいの開発 等
- 自治体、地域住民等との連携強化

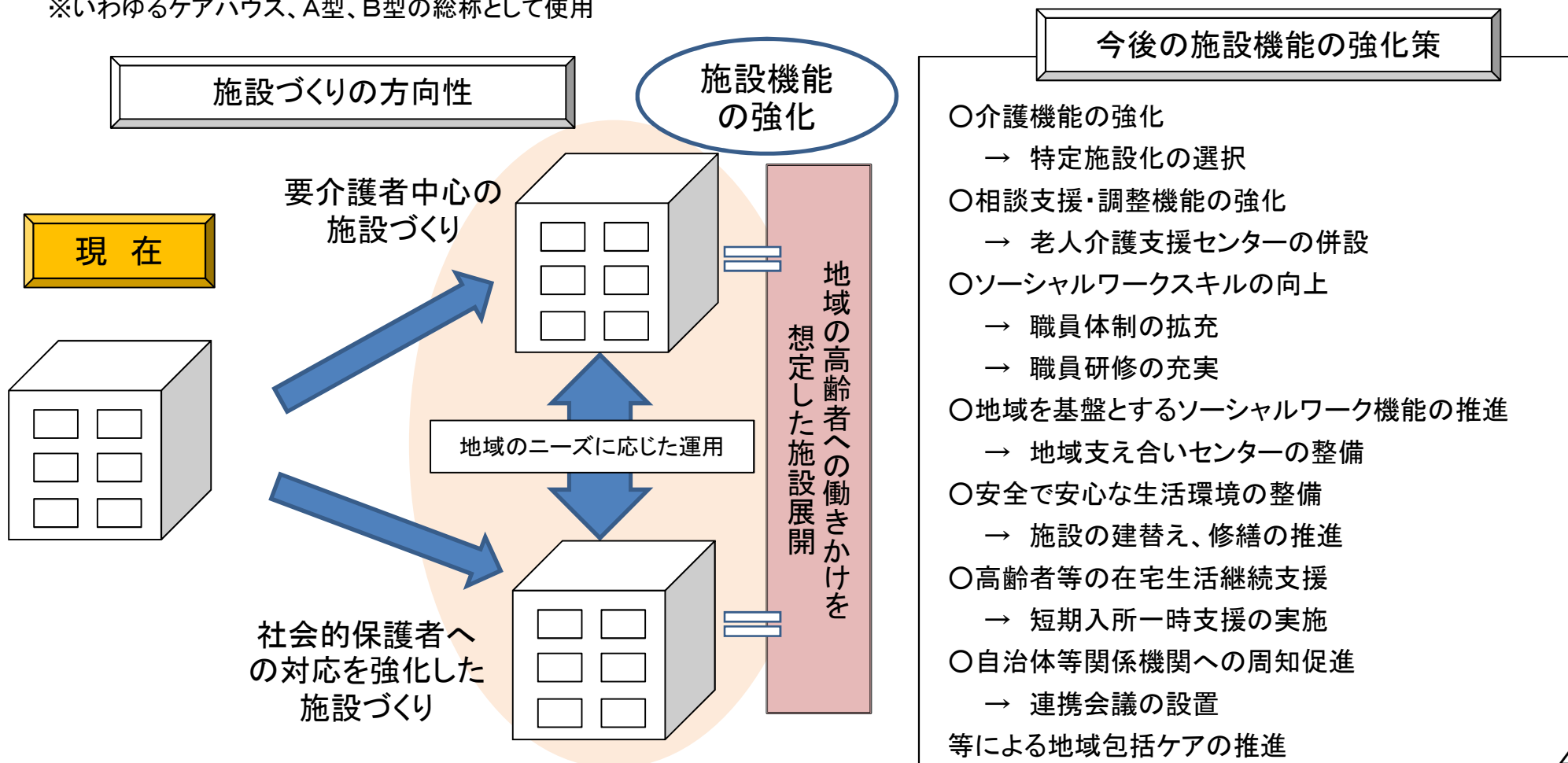
今後の役割のイメージ



軽費老人ホームの今後のあり方

- 軽費老人ホーム(※)は、安心安全な住まいの提供をベースとした上で、下記の取り組みを推進。
 - ① 現在の住処に固執しない新たな地域での社会関係の構築を含めた生活の再形成機能を発揮
 - ② 老人福祉施設であり住まいであることを踏まえ、ソーシャルワーク機能を活かし多様な利用者を受け入れ
 - ③ 社会資源の発掘や開発を通じて、地域性の弱点を克服し、人間関係の希薄化を解消
- 併せて、こうした方向性の明確化には、自治体等への周知と理解が不可欠。自治体等との連携体制の強化を推進。

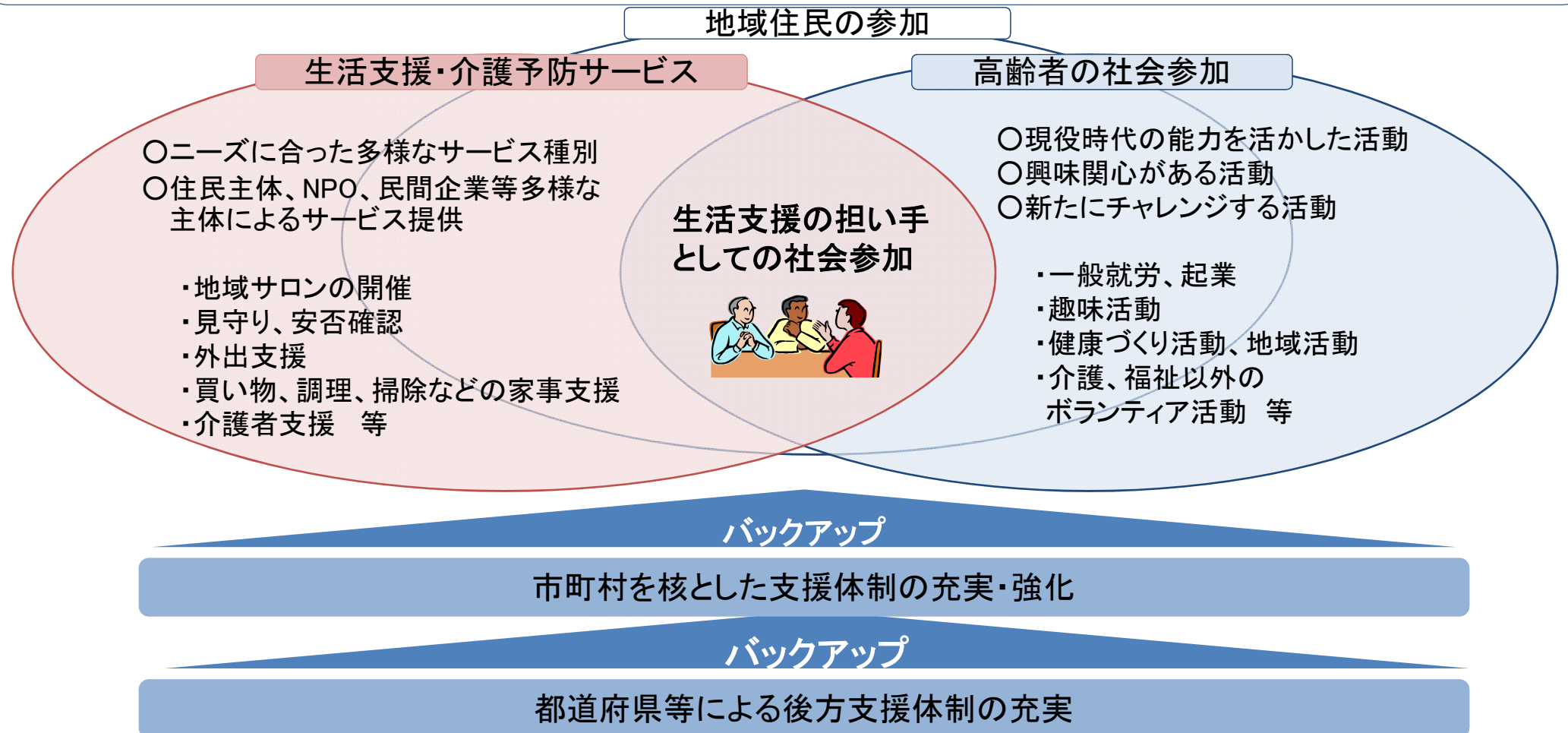
※いわゆるケアハウス、A型、B型の総称として使用



第3 生活支援・介護
予防サービスの充実

【参考】生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



(1) **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくりなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
 - ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) **協議体の設置** ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。

※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

主な論点について

- 有料老人ホーム利用者の平均要介護度が上昇傾向にあり、認知症の入居者も多くなっているなどの実態があるが、特別養護老人ホームが中重度者を支える施設としての機能に重点化されることも踏まえ、「特定施設入居者生活介護等」における介護報酬上の評価のあり方についてどのように考えるか。
- 「特定施設入居者生活介護等」については、平成24年度にショートステイの利用を可能としたところであるが、現在の利用状況を踏まえて、合理的なサービス利用の拡大を図るために、本来の入居者による利用率を80%以上としている要件等のあり方についてどのように考えるか。
- 「特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)」については、「早めの住み替え」を想定し、必要に応じて外部サービスの利用を可能とする体制を実現する観点から平成18年度に新たに設けられた枠組みであるが、養護老人ホーム以外の類型ではほとんど利用されていない現状を踏まえ、制度の在り方についてどのように考えるか。
- 所得の低い方や介護ニーズ以外の面で生活困難を抱える高齢者が入所する養護老人ホームや軽費老人ホームは、今後とも地域において重要な役割を果たしていくべきものである。そうした中で、施設の持つ専門的支援機能(ソーシャルワーク)を活かし、地域の住民への相談支援・アウトリーチ機能や、地域の高齢者等の交流拠点機能の更なる強化を図るといった役割を担うことが期待されていることについてどのように考えるか。

